

共聴施設デジタル化緊急対策

－ 受信障害地域・集合住宅における地上デジタル放送の
受信環境を整備するために －

平成21年9月15日

**共聴施設デジタル化推進会議
(スクラム 2011)**

共聴施設デジタル化緊急対策

一 受信障害地域・集合住宅における地上デジタル放送の 受信環境を整備するために 一

目次

序章 本緊急対策の目的	3
第Ⅰ部 受信障害対策共聴施設	5
1 留意すべき基本的事項	5
1. 1 一般的事項	5
1. 2 受信障害対策共聴施設に関する留意事項	6
2 受信障害対策共聴施設のデジタル化の現状とデジタル化目標	8
2. 1 デジタル化の現状	8
2. 2 デジタル化目標	8
3 重点取組事項	1 1
3. 1 一般施設（民間ビル等）への重点的取り組み（設置者別アプローチ）	1 1
3. 2 関東圏・近畿圏における重点的取り組み（地域別アプローチ）	1 2
3. 3 無届け施設の把握と届出等の勧奨	1 3
第Ⅱ部 集合住宅共聴施設	1 4
1 留意すべき基本的事項	1 4
1. 1 一般的事項	1 4
1. 2 集合住宅共聴施設に関する留意事項	1 5
2 集合住宅共聴施設のデジタル化の現状とデジタル化目標	1 6
2. 1 デジタル化の現状	1 6
2. 2 デジタル化目標	1 8
3 重点取組事項	1 9
3. 1 分譲マンションに対する早期の取組み	1 9

3. 2	賃貸マンションにおける効率的取組み	19
3. 3	関東圏に対する重点的取組み	20
3. 4	地域特性を踏まえた取組み	20
第Ⅲ部 デジサポの活動		22
1	施設管理者等への訪問によるデジタル化の促進	22
1. 1	受信障害対策共聴施設のデジタル化促進	22
1. 2	集合住宅共聴施設のデジタル化促進	22
2	助成金制度の運用	23
2. 1	受信障害対策共聴施設のデジタル化対応支援	23
2. 2	集合住宅共聴施設のデジタル化対応支援	26
第Ⅳ部 関係者における取組み		29
1	共聴施設デジタル化推進のための基本的枠組み	29
1. 1	デジサポと関係者との双方向性の創出	29
1. 2	共聴施設デジタル化推進のPDSサイクル	30
1. 3	関係者の具体的取組み	32
2	関係者の取組を加速化するための仕掛け	36
共聴施設デジタル化推進会議（スクラム2011）構成員		38

序章 本緊急対策の目的

- 1 総務省では、2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向け、国民への説明・相談体制等の強化、完全デジタル化のリハーサル、送受信環境整備などによる総合対策を推進している。特に、送受信環境整備においては、送信側対策として、デジタル中継局整備の支援、ケーブルテレビ施設整備の支援、デジタル混信対策、衛星セーフティネットによる難視聴対策等を進めるとともに、受信側対策として、受信機器購入等の支援、高齢者・障がい者等へのサポート、共聴施設の改修等の支援、公共施設のデジタル化促進、悪質商法対策等に取り組んでいるところである。
- 2 この総合対策が着実に実施される中、受信側の課題である共聴施設のデジタル化対応の遅れが徐々に顕在化しつつある。情報通信審議会第6次中間答申¹では、受信側の課題である受信障害対策共聴施設（ビル陰等）について、そのデジタル化対応の遅れ（約11%）²と対応の加速化の必要性が指摘されている。また、集合住宅共聴施設（アパート・マンション等）については、デジタル化対応率は7割程度と推定されるものの、デジタル化の進みにくい施設（小規模施設、老朽化施設等）への対応の必要性が指摘されている。
- 3 これら共聴施設のデジタル化に関しては、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）が、施設管理者や不動産管理会社を個別に訪問し、デジタル化の必要性や具体的方法についての情報提供や助言、必要な場合の調査、更に改修等に対する助成金の交付等を行っている。
- 4 こうした状況の下、同中間答申では、受信障害対策共聴施設及び集合住宅共聴施設について、
 - ① デジタル化の現状等に関する情報の公開・開示、受信障害対策共聴施設のデジタル化に関するロードマップの早期作成
 - ② 関係者の取組を踏まえ得られたデジタル化等の情報について、可能な限りデジサポに集約するための関係者の協力
 - ③ デジタル化の方向性、関係者の役割や具体的取組等について「共聴施設デジタル化緊急対策」（仮称）としての早急なとりまとめ

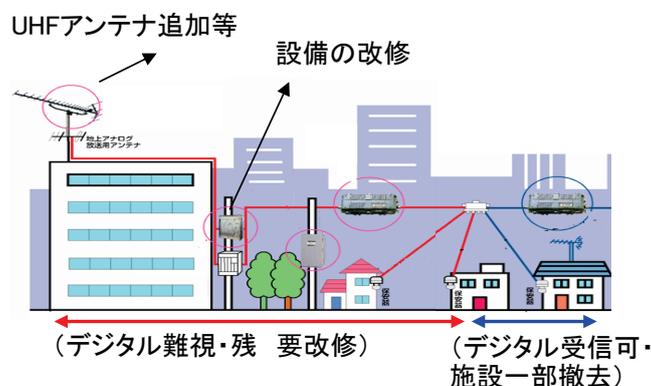
¹ 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」（第6次中間答申）（平成21年5月25日、情報通信審議会）

² 平成21年3月末現在

- ④ デジタル化の進捗状況等に係る情報交換や必要な取組に関する検討等を行うため、共聴施設デジタル化に特化した関係者の推進体制の早期整備が提言されている。
- 5 上記提言を踏まえ、デジサポを中心とした共聴施設のデジタル化促進活動をより実効あるものとするため、総務省、放送事業者、アンテナメーカーをはじめ、不動産管理関係団体や地方公共団体等幅広い関係者が、デジタル化の現状や目標、進捗状況等を共有するとともに、それぞれの立場又は相互連携により実施する事項について情報交換・共有し、必要に応じて対応方策の提言を行うことを目的とする「共聴施設デジタル化推進会議（スクラム2011）」（座長：音好宏 上智大学文学部教授）を設置した。この会議において、まず取り組むべき事項として「共聴施設デジタル化緊急対策」の策定を掲げたところである。
- 6 本緊急対策は、スクラム2011として、共聴施設のデジタル化に関する現状や目標等の基本的事項を整理することにより、共聴施設のデジタル化が広く国民に共有され迅速に対応すべき課題であるとの認識を広め、関係者の役割及び具体的行動を明らかにしてこれを促すことを目的として作成するものである。
- 7 なお、共聴施設のデジタル化の進捗状況を適時適確に評価した上で、スクラム2011において本緊急対策を随時改定し、必要な見直しを行うものとする。

第 I 部 受信障害対策共聴施設

【受信障害対策共聴施設の概要】



ビル等の建築物に放送電波が遮られることやビル等に反射した放送電波により受信障害が発生している地域において、当該建築物の所有者等により障害対策として設置された施設

1 留意すべき基本的事項

1. 1 一般的事項

(1) UHF アンテナの設置が必要であること

地上デジタル放送を受信するためには、地上デジタル放送対応のUHFアンテナを設置することが必要である³。従来の地上アナログ放送とは使用する電波の周波数が異なるため、地上アナログ放送用のVHFアンテナのままでは、地上デジタル放送を受信することができない。

(2) デジタル化対応を急ぐ必要があること

日本全国において、アンテナ工事や共聴施設のデジタル化改修工事等に従事する人材は約1万7千人と言われている⁴が、デジ

³ 地上デジタル放送を受信するためには、UHFアンテナであってもアンテナの受信特性によりアンテナ交換が必要な場合もある。

⁴ (社)日本CATV技術協会報告書「共聴施設の地上デジタル放送対応に係る工事能力に関する実態調査報告書」(平成20年3月)による。

タル化対応のための工事や機器の設置が 2011 年 7 月に近い時期に集中した場合、日本全国の施工関係業者のマンパワーが不足し、期限までに間に合わなくなる可能性が懸念されている。このため、一刻も早いデジタル化対応をすべてのテレビ受信者や共聴施設の管理者が図るべきである。

1. 2 受信障害対策共聴施設に関する留意事項

(1) 地上デジタル放送により大幅に解消される受信障害

地上デジタル放送により、建築物等による受信障害は一般に相当程度解消されるとされており、全体としては世帯数ベースで約 90%が解消されるのではないかとする見方もある。

このため、地上アナログ放送について受信障害を受け共聴施設で受信している地域であっても、例えば東京 23 区内のような都市部では、地上デジタル放送の場合、受信障害地域の全域又は相当部分で受信障害が解消し、UHF アンテナを自ら立てれば、個別受信が可能となると考えられる。その場合は、施設管理者は積極的に施設利用者に情報提供を進め、個別受信を促すべきである。なお、個別受信への移行等により不要となった共聴施設については、放置等がなされた場合には、安全性等の問題が懸念されるため、撤去についても、適切に行われることが必要である。

ただし、デジタル放送により受信障害が相当程度解消されるといっても、一定の受信障害は残り得る。この場合、受信障害が残る地域がどの範囲であるかを把握するためには、受信調査を行う必要がある。この調査は、原則として施設管理者（受信障害の原因建築物等のオーナー、マンション管理組合、施設の渡し切りを受けた共聴組合等。以下、受信障害対策共聴施設について同じ。）が行うことが望ましいとされている。⁵

(2) デジタル化対応のための 3 つの選択肢

地上デジタル放送を受信できるように共聴施設をデジタル化対応する方法には、一般に①UHF アンテナを設置して個別に直接受信する方法、②ケーブルテレビやブロードバンドサービスに移行する方法、③共同の UHF アンテナを設置するとともに既存のアナ

⁵ 都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について（通達）総情域第 151 号（平成 18 年 11 月 27 日）

ログ共聴施設をデジタル化改修する方法、の大きく3つの選択肢がある。

それぞれの共聴施設において、受信障害の残る範囲の規模や費用負担について、当事者（一般に施設管理者及びその施設を利用する受信者）が協議の上最も適切な方法で対応することが望ましい。

(3) 民間での自治的処理の原則

地上アナログ放送を受信障害対策共聴施設によって受信している場合、当該共聴施設のデジタル化対応の方法や費用負担等については、総務省の通達⁶において以下のような基本的考え方が記されている。

＜基本的考え方（抜粋）＞

対策施設のデジタル放送対応に係る改修方法や費用負担等については、当該対策施設の維持管理責任を有している所有者（アナログ放送における受信障害の原因となった高層建築物等の所有者）と受信者を当事者とする協議によって決定されることが基本となるものである。（中略）

対策施設のデジタル放送対応に係る改修に要する費用負担については、当事者間協議を通じて合理的に決定されることが望ましく、対策施設の維持管理責任やデジタル放送を個別アンテナにより直接受信する世帯との公平性の確保等を踏まえ、当事者双方が応分の負担をすることが妥当と考えられる。

(4) 助成金等の活用の可能性

共聴施設の改修等については、自治的処理を原則とするものの、2011年7月までの限られた期間において、共聴施設のデジタル化を進めるために当事者間の協議を促進する観点から、平成21年度当初予算及び補正予算において、受信障害対策共聴施設のデジタル化対応のための改修やケーブルテレビへの移行等に必要な費用についての助成金が盛り込まれている⁷。

⁶都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について（通達）（平成18年11月27日 総情域第151号）

⁷ デジサポのウェブサイトにおいて、改修に対する助成金制度の解説がある。
<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/p/1/>

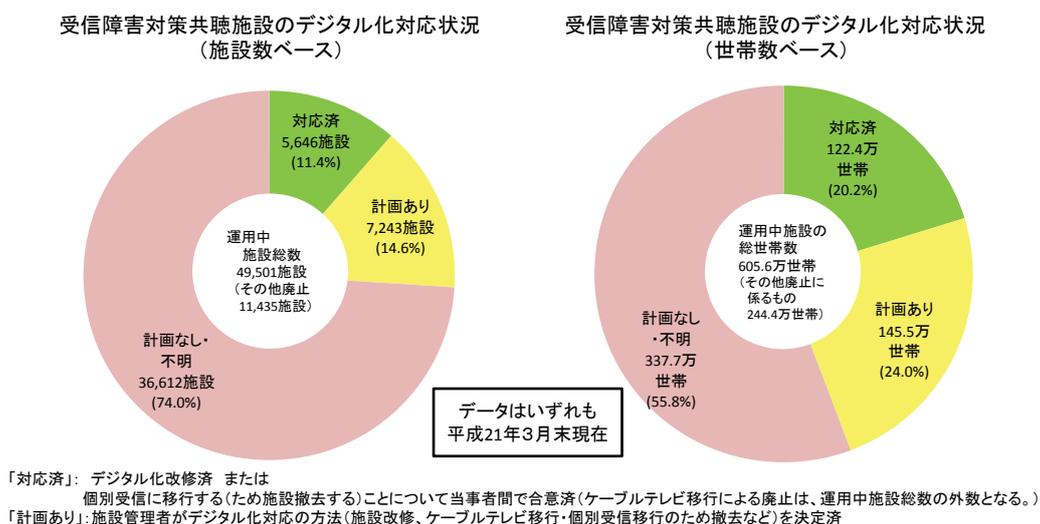
この助成金は、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）において、施設管理者からの申請の受付等が行われているところである⁸。

2 受信障害対策共聴施設のデジタル化の現状とデジタル化目標

2.1 デジタル化の現状

受信障害対策共聴施設は、全国に約5万施設（既に廃止されたものを除く。）が設置され、約606万世帯が利用している。しかし、このうちデジタル化対応が確認された施設は、平成21年3月末現在、約5,600施設（約11.4%）（世帯ベースでは約122万世帯（約20.2%））にとどまり、対応が遅れている。（総合通信局等における届出等の情報及び、訪問・調査等による情報に基づく。）

受信障害対策共聴施設で地上アナログ放送を視聴している世帯等で、地上デジタル放送を視聴するためには、一般に、施設のデジタル化改修（UHFアンテナの設置やブースターの改修等）やケーブルテレビ等への移行を行うことが必要であり、対応方策や費用負担について当事者間（施設管理者と受信者の方々との間）で協議を行う時間を考慮すれば、できるだけ早急に協議を開始する必要がある。



⁸ 総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）による共聴施設のデジタル化促進活動等の開始（総務省、社団法人デジタル放送推進協会、平成21年5月1日）

2. 2 デジタル化目標

(1) 目標

「デジタル放送推進のための行動計画」(第9次)⁹においては、当面の目標として、受信障害対策共聴施設については、2010年3月時点でデジタル化対応率50%の目標が設定されている。

(2) 目標達成のために考慮すべき事項

① デジタル波が強度に受信できる地域における受信障害の解消

一般に、送信点からの距離が一定程度近く、デジタル波が強度に受信できる地域においては、受信障害が解消されることが想定され、それ以外の地域においては受信障害が一部又は全部残ると考えられる¹⁰。

現在、総務省テレビ受信者支援センター(以下「デジサポ」という。)は、どの地域にある受信障害対策共聴施設で受信障害が解消することが想定されるかを大まかに把握するため、都市部を中心に簡易連続調査¹¹を実施しているが、デジサポや施設管理者等は、この結果等を効果的に利用し、受信障害の解消する施設と受信障害が残る施設のそれぞれに適した対策をとる必要がある。

② 受信障害の解消される施設と残る施設における対応

ア 受信障害が解消される施設

調査の結果、一定レベル以上の電界強度が測定され、受信障害が解消される可能性が高いと推測される施設については、現

⁹ 地上デジタル推進全国会議(2008年12月1日)

¹⁰ デジタル化未対応施設43,900施設(平成21年3月末現在)のうち、受信障害の解消する施設がどの程度の比率を占めるかにより、受信障害が残る施設の数が大きく変動する可能性がある。

¹¹ 簡易連続調査は、車載型アンテナ(ロッドアンテナ)を搭載した自動車を一般道路上で走行させ、道路上(地上高1.5m)でのデジタル放送の受信状態(電界強度)を測定する方法で実施している。この調査は、個別の共聴施設に係る受信障害地域において電波測定車を用いて行う定点測定(地上高約10m)よりも低い位置で測定することから、実際にアンテナを建てる高さでの調査よりも受信条件として厳しい結果が出る傾向にあると考えられるが、少なくとも簡易連続調査の結果、一定以上の強い電波が受信できる地域においては、受信障害が解消される可能性が高いと考えられる。

在その施設を利用している戸建て住宅や集合住宅の世帯(以下、「施設利用者」という。)で、アンテナでの直接受信に移行することが可能となると考えられる。

従って、デジサポは、施設管理者に対してその旨を通知し、施設管理者を通じて各施設利用者に対してアンテナでの個別受信への移行を促すこととなる。

このような世帯においては、地域の電器店に相談する等して、速やかにアンテナによる個別受信に移行することが求められるとともに、電器店等地域の関係者の間でも、受信障害が解消される施設に関する情報をできる限り共有し、施設利用者に対して継続して働きかけを行うことも求められる。

イ 受信障害が残る施設

調査の結果、受信障害が残ると考えられる施設においては、当該施設のデジタル化改修またはケーブルテレビ等¹²への移行により、デジタル化対応を図る必要がある。

その際、受信障害の残る範囲の規模を知り、改修やケーブルテレビ等への移行に要する費用規模を明らかにするためにも、一般に施設管理者が調査を行うこととなる¹³。

デジサポは、当事者間協議を促す上で必要な場合には自ら調査を行うほか、デジタル化改修又はケーブルテレビへの移行に要する標準的費用や助成金制度¹⁴について情報提供しつつ、デジタル化対応を促すこととなる。

また、受信障害対策共聴施設のカバーエリア等の現状に関する情報を可能な限り広く提供することにより、施設利用者側における認識の向上にも努めることが求められる。

施設管理者及び施設利用者は、デジサポの助言や情報を活用しつつ、早期に協議を進め、一日も早く費用負担まで含めた具体的なデジタル化対応方策を確定することが求められる。

¹² 地上デジタルテレビ放送も視聴可能なブロードバンドサービスが提供されている地域においては、それらも選択肢となり得る。

¹³ 都市受信障害対策共同受信施設の地上デジタル放送対応に係る周知の促進について(通達)平成18年11月27日 総情域第151号

¹⁴ 平成21年度当初予算において、受信障害対策共聴施設の「改修」に対して補助金(補助率最大1/2)が措置され、デジサポにおいて本年5月より交付手続を受け付けている。また、平成21年度補正予算において、受信障害対策共聴施設のケーブルテレビへの移行に対して補助金(補助率最大1/2)が措置され、デジサポにおいて本年8月より交付手続を受け付けている。

③ 意思決定や当事者間協議の大幅な加速化

受信障害対策共聴施設では、施設管理者が、デジタル化対応方法について早期に方針を決定し、費用負担のあり方等について受信者との協議を進めることが必要である。しかし、受信障害の原因が分譲マンション等の場合、マンション管理組合内の意思決定が必要になることや、受信者との当事者間協議は相当の時間を要することが多いことから、早期の検討開始を促し、迅速な意思決定が行われるよう対策を講じる必要がある。

当時者間協議が整わない場合には、第三者による相談対応やあっせん・調停等を活用し、簡易な紛争処理の仕組みを通じて当事者間協議を大幅に加速化することが求められる。

3 重点取組事項

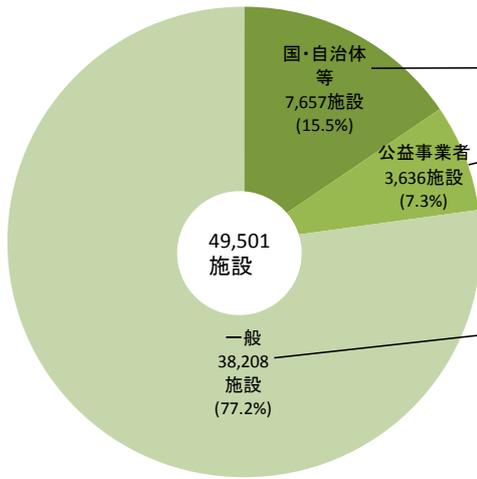
3. 1 一般施設（民間ビル等）への重点的取り組み（施設別アプローチ）

有線電気通信法及び有線テレビジョン放送法に基づく届出等のなされている施設のうちデジタル化未対応のもの¹⁵（約 44,000 施設。以下「デジタル化未対応施設」という。）について、施設設置者別でみた場合、民間事業者等の保有する一般施設（民間ビル等が原因となっているもの）が 34,000 施設以上（約 78%）を占めていることから、デジサポを中心にこれら施設のデジタル化を重点的に推進する¹⁶。

¹⁵ デジタル化計画はあるが未対応のもの、計画のないもの、不明であるものを含む。

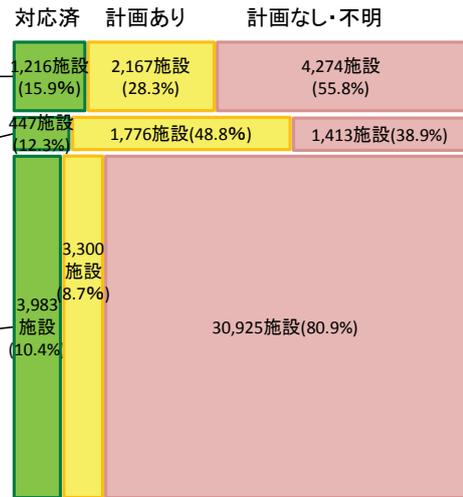
¹⁶ なお、国・地方公共団体や公益事業者が設置する施設については、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン 2008」（平成 21 年 7 月、デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議）に基づき、それぞれ設置者において対応することが原則であり、総合通信局等がそうした活動を各地でフォローアップすることとなる。

受信障害対策共聴施設(施設設置者別)



公益事業者・・・鉄道、電力、道路、航空等の事業者

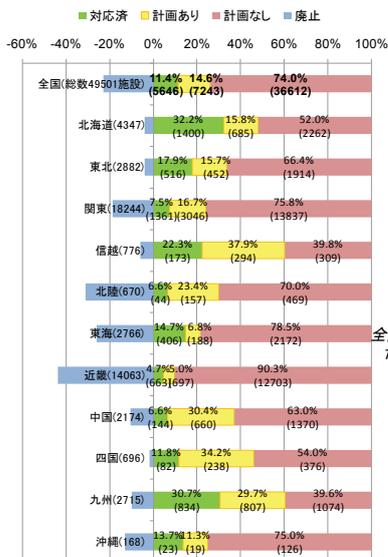
デジタル化対応状況(施設設置者別)



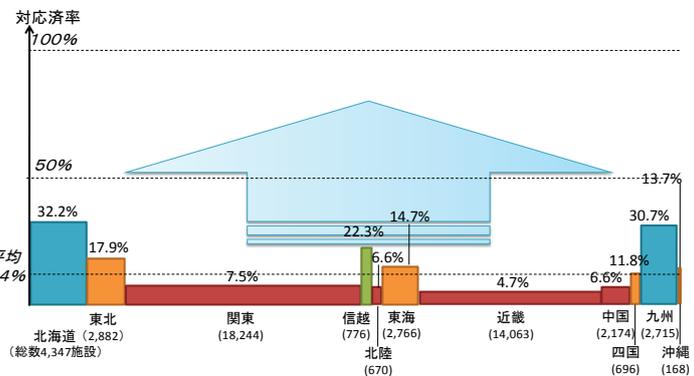
3.2 関東圏・近畿圏における重点的取り組み(地域別アプローチ)

施設数の多い関東(18,244施設、全49,501施設の36.9%)および近畿(14,063施設、28.4%)のデジタル化対応率がそれぞれ7.5%、4.7%と低いことから、デジサポをはじめ関係者は、両地域に対して必要なリソースを重点的に投入する等、両地域の対応率の引き上げにつながるよう必要な取組みを推進する。

受信障害対策共聴施設の地域別対応状況(構成比)



受信障害対策共聴施設の地域別対応状況(対応済施設の比率)
(施設数を考慮した場合)



3. 3 無届け施設の把握と届出等の勧奨

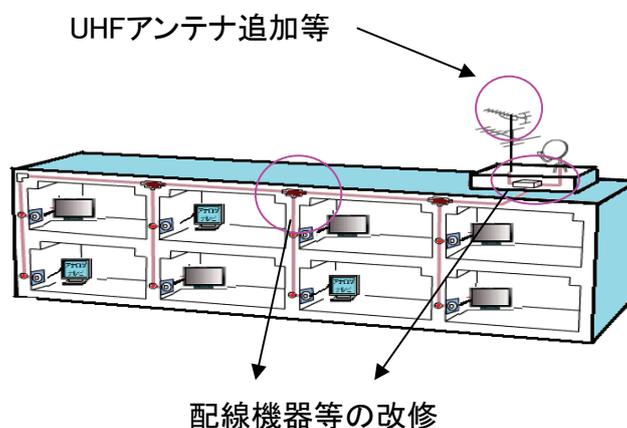
現在国において把握している共聴施設（49,501施設）は、有線電気通信法及び有線テレビジョン放送法に基づく届出等のなされているものであり、そのうちデジタル化未対応のものについてまず重点的に対応を図っていく。

併せて、届出がなされていない施設があるならば早急に届出等を促し、適法な状態に置くことも重要であることから、共聴施設の設置・管理に深い関係を有する不動産管理関係団体、アンテナメーカー等を通じて、現在設置・運営されている共聴施設について届出等の状況を広く調査し、無届施設の存在が判明した際には、速やかに届出を促していく。また、届出にあたって「再送信同意」を必要とする場合も想定されることから、放送事業者は速やかに「再送信同意」を行うことが求められる。

無届施設を含めたデジタル化対応を促進するため、共聴施設の届出等の手続きがスムーズに行えるよう、関係者は、このような調査や届出の勧奨に積極的に協力し、円滑化に向けた取組を検討していくことが求められる。

第II部 集合住宅共聴施設

【集合住宅共聴施設の概要】



集合住宅で、放送電波を受信する共同アンテナを屋上に建て、各戸に放送電波を分配するために設置された施設

1 留意すべき基本的事項

1. 1 一般的事項

(1) UHF アンテナの設置が必要であること

地上デジタル放送を受信するためには、UHF アンテナを設置することが必要であるのは、集合住宅共聴施設においても同様である。従来の地上アナログ放送とは使用する電波の周波数が異なるため、地上アナログ放送用の VHF アンテナのままでは、地上デジタル放送を受信することができない。

(2) デジタル化対応を急ぐ必要があること

集合住宅共聴施設の場合、受信障害対策共聴施設と比較して、数が非常に多い。このため、工事のための要員も多数必要であり、マンパワー不足に陥ることが同様に懸念されることから、関係者

は、一刻も早くデジタル化対応の意志決定を行い、工事に着手すべきである。

1. 2 集合住宅共聴施設に関する留意事項

(1) デジタル化対応のための3つの選択肢

地上デジタル放送を受信できるように集合住宅共聴施設をデジタル化対応する方法には、一般に①共同の UHF アンテナを設置するとともに既存のアナログ共聴施設をデジタル化改修する方法、②ケーブルテレビやブロードバンドサービスに移行する方法、③ UHF アンテナを設置して個別に直接受信する方法、の大きく3つの選択肢がある。

それぞれの集合住宅共聴施設において、施設管理者が地上デジタル放送の受信環境を把握しつつ、必要に応じて費用負担等を利用者と協議の上、最も適切なデジタル化対応方法を決定することが望ましい。

(2) 助成金等の活用の可能性

集合住宅共聴施設の改修等については、2011年7月までの限られた期間において集中的に共聴施設のデジタル化を進める観点から、平成21年度補正予算において、集合住宅共聴施設のデジタル化対応のための改修やケーブルテレビへの移行等に必要な費用についての助成金が盛り込まれている¹⁷。

この助成金は、総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）において、施設管理者からの申請の受付等が行われているところである¹⁸。

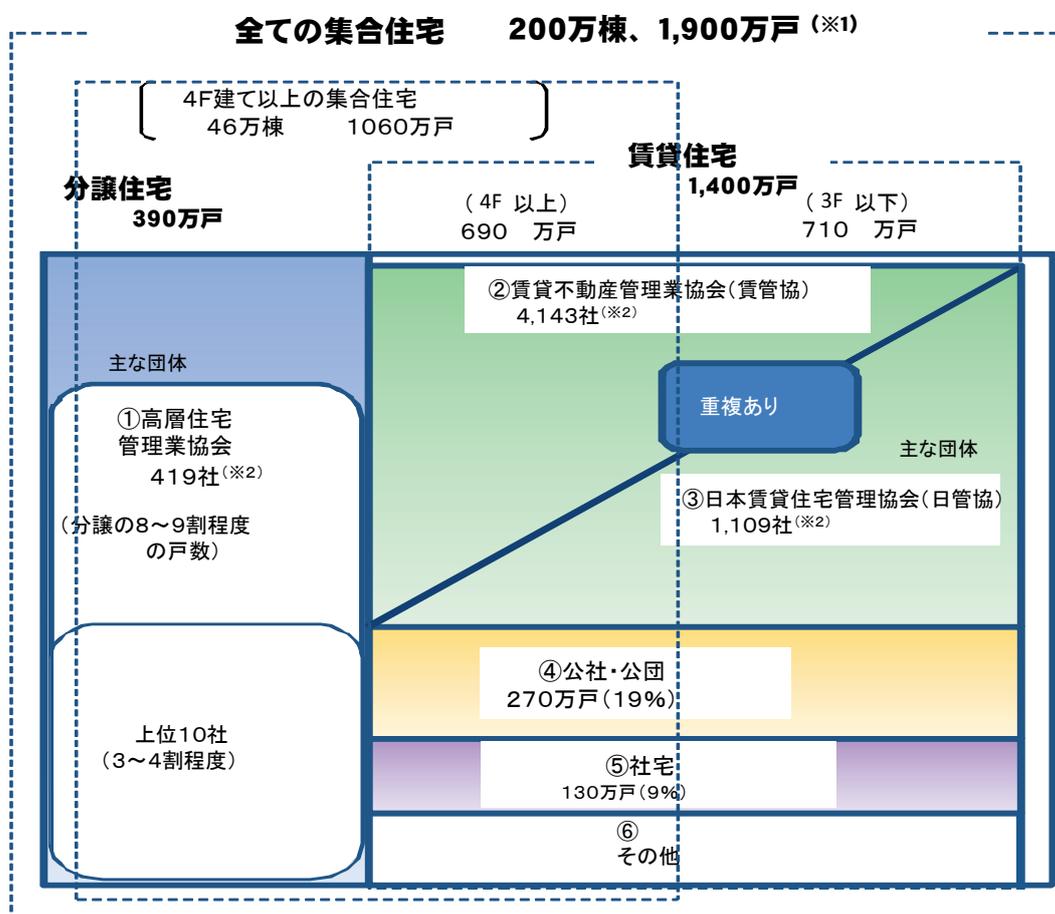
¹⁷ デジサポのウェブサイトにおいて、改修に対する助成金制度の解説がある。

<http://www.digisuppo.jp/index.php/infocenter/donation/housing>

¹⁸ 集合住宅等における地上デジタル放送の受信環境整備のための助成金の申請受付開始 ～ 平成21年度補正予算関連 ～（総務省、社団法人デジタル放送推進協会、平成21年8月7日）

2 集合住宅共聴施設のデジタル化の現状とデジタル化目標

2.1 デジタル化の現状



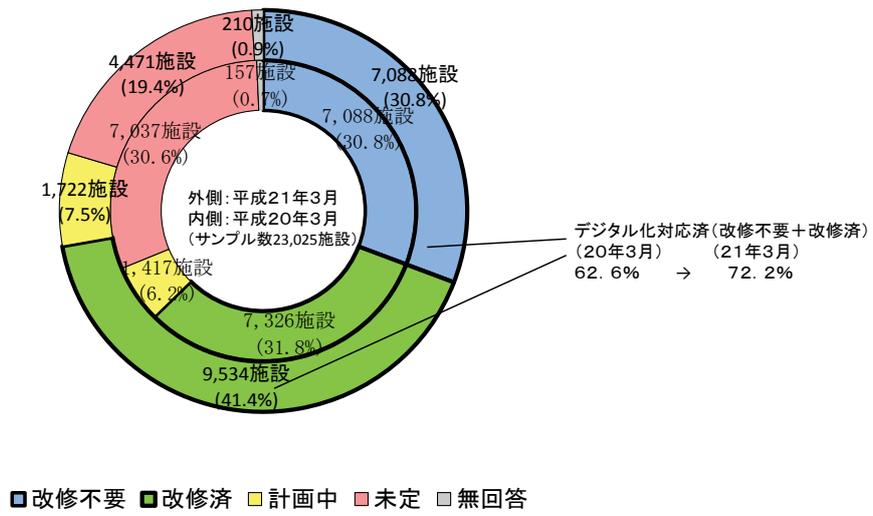
ほとんどの不動産会社は「(社)全国宅地建物取引業協会」または「(社)全日本不動産協会」に加盟している。

(※1) 棟数、世帯数(戸数)は住宅・土地統計調査(平成15年、総務省統計局)による

(※2) 各団体のホームページより(平成21年7月確認)

集合住宅共聴施設は、全国に約200万施設が設置(約1,900万世帯)されている。このうち平成21年3月現在のデジタル化対応率(改修不要な集合住宅や既に改修が終了した施設の割合)は約72.2%と推定される。(社団法人日本CATV技術協会のサンプル調査に基づく。)

集合住宅共聴施設のデジタル化対応状況
 (4F以上、約2.3万サンプル (社)日本CATV技術協会調べ)



2. 2 デジタル化目標

(1) 目標

「デジタル放送推進のための行動計画」(第9次)¹⁹においては、当面の目標として、集合住宅共聴施設については、2010年3月時点でデジタル化対応率85%の目標が設定されている。

(2) 目標達成のために考慮すべき事項

① 分譲マンションに対する迅速な対応

賃貸マンションにおいては、デジタル化改修等の対応にあたっての意志決定は、ビルオーナー等当該不動産の所有者が単独で行うことが可能であるため、比較的短期間で対応が済む場合が多い。

他方、分譲マンションの場合、デジタル化改修を行うことや費用負担について、意志決定を行う機会(総会等)が年1回しかない場合もある等、一般に検討開始から工事まで時間を要する場合が多い。

このため、分譲マンションにおける意志決定を迅速に促す必要がある。

② デジタル化の進みにくい集合住宅

例えば老朽化した集合住宅でデジタル化改修を行う場合、アンテナやブースターはもとより、既設の配線ではデジタル信号が流れないときには配線工事まで行う必要があり、改修費用が大きくなる傾向にある。

また、分譲マンションのように費用を世帯割りする場合、世帯数の少ない小規模集合住宅では、世帯あたりの費用負担が結果的に大きくなると考えられる。

このような場合には、分譲マンションの場合は管理組合、賃貸マンションの場合はオーナー(所有者)がデジタル化投資を躊躇する可能性があり、デジタル化が進みにくい要因となると考えられる。

③ 正確に状況が把握されていない集合住宅

¹⁹ 地上デジタル推進全国会議(2008年12月1日)

集合住宅に関する統計によれば、2階建ての集合住宅が120万棟と、全体（200万棟）の約60%を占めている。

このような低層の集合住宅を中心に、管理会社の管理下に置かれていない独立系の集合住宅も多いとされているが、これに関する正確な統計やデジタル化情報の入手は一般に困難と考えられる。このような集合住宅について、デジサポの活動を中心に、関係者が連携して正確な情報を蓄積して対応する必要がある。

3 重点取組事項

3.1 分譲マンションに対する早期の取組み（施設別アプローチ）

一般に管理組合が管理する分譲マンションにおいては、デジタル化対応の是非、方策の決定や費用負担について意思決定の機会（総会等）が限られ、管理組合での検討開始から工事完成までに時間を要するケースが多いことから、一刻も早い取組みを要する。

このため、デジサポや放送事業者は、管理会社訪問や様々な周知活動において、このような点にも言及する一方、分譲マンションの管理組合・住民においても意識して対応することが求められる。

3.2 賃貸マンションにおける効率的取組み（施設別アプローチ）

賃貸マンションは、管理会社を介する賃貸物件（約700万戸、全体の約50%と推計）のほか、公社・公団の保有する物件（270万戸、約19%）、社宅（約130万戸、9%）、その他の物件に区別される。

このうち、管理会社を介する賃貸物件は、大手の賃貸住宅管理会社や賃貸住宅管理関連団体²⁰を通じて、効率的なアプローチを図る必要があり、これら関係者はアンケート調査や部内誌による周知・広報に積極的に協力することが求められる。

また、公社・公団の保有する物件については、「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」（平成20年7月、デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議）に従って、また一般の社宅についてもこれら施設の管理者が自らデ

²⁰ 日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸管理ビジネス協会、全国宅地建物取引業協会連合会等。

デジタル化を推進することが求められる。

3. 3 関東圏に対する重点的取組み（地域別アプローチ）

東京都及び南関東各県（神奈川、埼玉、千葉、茨城）においては、VHF アンテナのみ設置され UHF アンテナを有していない世帯・建物が多いと考えられ、結果として集合住宅共聴施設についても、デジタル化の「要対応施設」が多い（例えば東京都において 28.0 万施設（東京都全体 36.1 万施設の 77.5%））ものと考えられる。

このため、デジサポでの地域説明会において UHF アンテナの設置工事的必要性について周知していくほか、関東地域に限定した放送による周知やアンテナ工事促進のためのキャンペーンなどの実施に向けて、検討、調整等が進められている。

3. 4 地域特性を踏まえた取組み（地域別アプローチ）

デジタル化要対応施設の多い府県にはそれぞれ地域固有の事情があるため、こうした点に十分留意した対応を図ることが求められる。

① 愛知県

愛知県の場合、主に東山タワーから瀬戸タワーへの送信所移転に伴う受信アンテナの方向調整工事が必要であり、要対応施設の比率が高くなっている。

② 京都府

京都府の場合、大阪局（生駒山）の VHF を受信しているケースが多く、UHF アンテナの取り付けが必要になる場合も多いことから、シミュレーション上の要対応施設の比率が高くなっている。

③ 四国 3 県（徳島、愛媛、高知）

（徳島県）

民放 1 波地区の徳島県では、大阪のアナログ放送（VHF）も受信している世帯が多い中で、大阪のデジタル放送を受信するために UHF アンテナの設置工事が必要となる可能性があるため、シミュレーション上の要対応施設の比率が高くなっている。

（愛媛県）

他県（広島、山口）からの民放を受信しているケースがあり、

UHFの多方向（2または3方向以上）受信システムが一般的であり、地域専用のUHF混合機を使用している場合が多い。

これにより、アナログの県外波は受信可能であるが、デジタル波の一部がカットされてしまうUHF混合器が多く設置されていることなどから、シミュレーション上の要対応施設の比率が高くなっている。

（ただし、強電界地域では、フィルターが挿入されていても通過してしまうことにより、そのままでも受信可能なケースがある。）

（高知県）

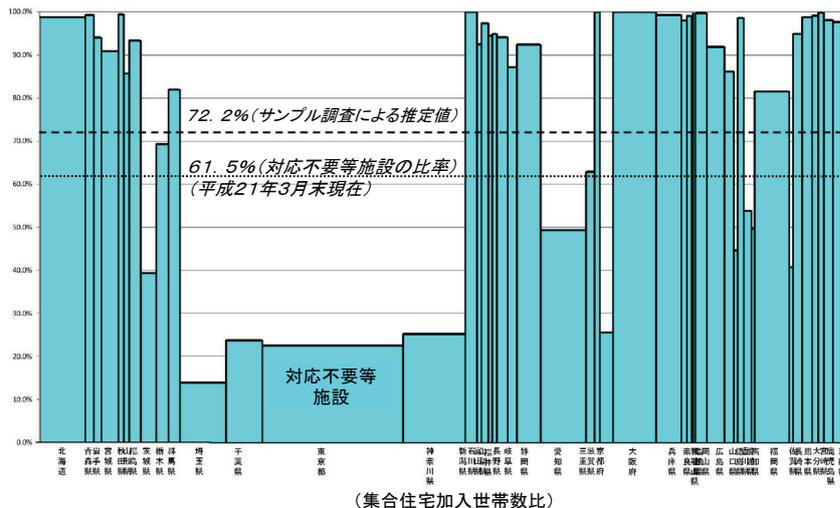
UHFをVHFに変換して伝送するシステムが普及している地域で、受信システムの実態把握が必要なことから、シミュレーション上の要対応施設の比率が高くなっている。

また、アナログ局所に対し、デジタル局所の場所が変更されることに伴い、受信アンテナの方向調整等が必要となる地区が多い。

④ 佐賀県

愛媛県と同様、他県（福岡、熊本）からの民放を受信しているケースがあり、佐賀地域用ブースターのフィルター特性により、デジタル波の一部がカットされるため、デジタルチャンネルに対応したブースターへの取替えが必要な世帯が多い。

対応済率
(棟数ベース)



都道府県	対応不要等施設率	都道府県	対応不要等施設率
北海道	98.8%	滋賀県	100.0%
青森県	99.3%	京都府	25.6%
岩手県	94.1%	大阪府	100.0%
宮城県	90.9%	兵庫県	99.3%
秋田県	99.4%	奈良県	98.0%
山形県	85.7%	和歌山県	99.1%
福島県	93.4%	鳥取県	98.3%
茨城県	39.4%	島根県	99.7%
栃木県	69.2%	岡山県	99.7%
群馬県	82.0%	広島県	91.9%
埼玉県	13.9%	山口県	86.2%
千葉県	23.8%	徳島県	44.6%
東京都	22.5%	香川県	98.6%
神奈川県	25.2%	愛媛県	53.9%
新潟県	100.0%	高知県	49.7%
富山県	92.5%	福岡県	81.5%
石川県	97.3%	佐賀県	40.8%
福井県	94.5%	長崎県	94.9%
山梨県	94.9%	熊本県	98.8%
長野県	94.2%	大分県	99.1%
岐阜県	87.2%	宮崎県	99.8%
静岡県	92.4%	鹿児島県	98.1%
愛知県	49.3%	沖縄県	97.7%
三重県	62.9%	全国	61.5%

(注)「対応不要等施設」とは、地上デジタル対応の改修済、CATVへ加入済及び電波シミュレーション(NHKによる)により受信可能と判断される場合等を合算(重複は除く。)したものを。

なお、電波シミュレーションにおいては、アナログ放送と同一局からデジタル放送を受信する(開局予定を含む。)地域のように、UHFアンテナ設置済かつデジタル放送送信局を向いているため、特段の対応を要せずデジタル放送を受信できると考えられる場合を対応不要としている。したがって、施設ごとの設備状況により、当該地域であってもデジタル放送受信のために何らかの対応が必要となる場合がありうる。

第III部 デジサポの活動

1 施設管理者等への訪問によるデジタル化の促進

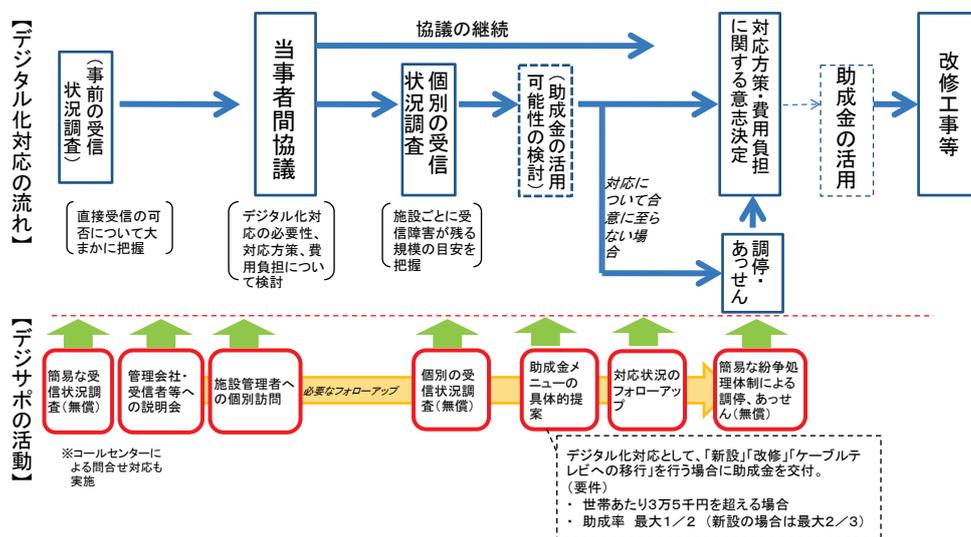
1. 1 受信障害対策共聴施設のデジタル化促進

共聴施設の管理者を個々に訪問し、施設のデジタル化状況の把握を行うとともに、デジタル化対応の必要性、具体的な方法等について助言等を行い、その後も適宜フォローアップしながら施設のデジタル化を促していく。

その過程において、施設管理者と施設利用者との間での当事者間協議を促進するため、必要な場合には、自ら受信調査を積極的に実施する。また、当事者間協議が整わない場合には、簡易な紛争処理（ADR）の活用が可能であることを情報提供し、その利用を促す。

さらに、当事者間協議が進展する中で、当該施設のデジタル化改修等の具体的な対応を進めるにあたり、助成金の活用が可能であることについても情報提供し、申請受付等の事務を通じて具体的な支援を行う。

デジサポによる受信障害対策共聴施設のデジタル化支援



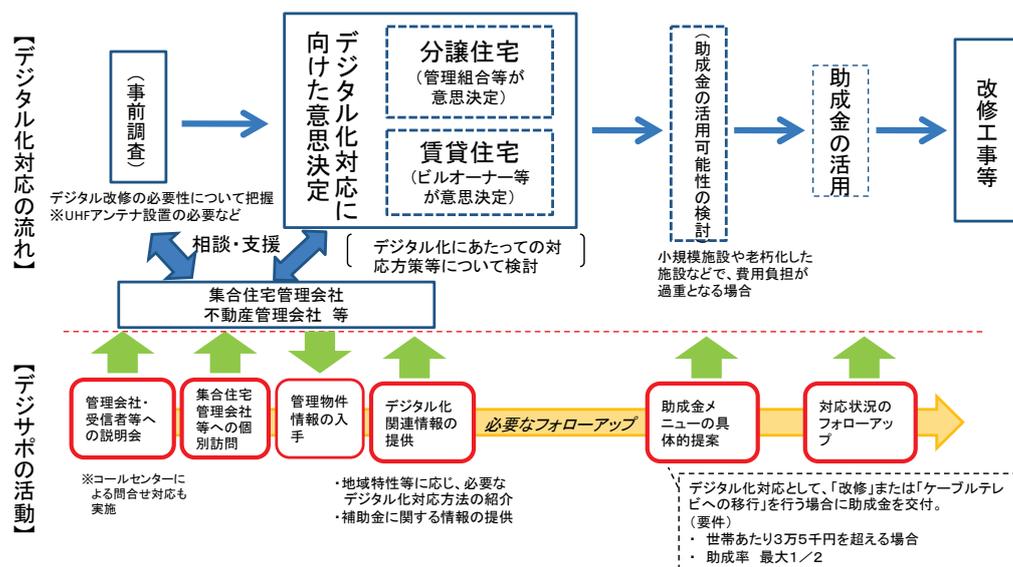
1. 2 集合住宅共聴施設のデジタル化促進

不動産管理会社等を訪問し、当該管理会社の管理する集合住宅についてデジタル化状況の情報を収集する一方、デジタル化対応の必要性、具体的方法等について助言等を行い、その後も適宜フォロー

アップしながら施設のデジタル化を促していく。

その過程において、当該施設のデジタル化改修等の具体的な対応を進めるにあたり、助成金の活用が可能であることについても情報提供し、申請受付等の事務を通じて具体的な支援を行う。

デジサポによる集合住宅共聴施設のデジタル化支援



2 助成金制度の運用

2. 1 受信障害対策共聴施設のデジタル化対応支援

(1) 施設改修に対する支援

受信障害対策共聴施設のデジタル化支援として、改修費用の負担が著しく過重な（世帯当たり 35,000 円を超える）場合に、必要な費用の一部を支援するための支援措置（助成率は、最大 1 / 2）が講じられており、デジサポとして本年 5 月から受付を開始している。

(2) ケーブルテレビへの移行支援

平成 21 年度補正予算において、共聴施設のデジタル化対応に関する支援策をさらに強化するため、ケーブルテレビへの移行の場合に対する支援を本年 8 月よりデジサポにおいて実施している。

支援対象及び助成率については、ケーブルテレビへの移行に当たり、費用の負担が著しく過重な（世帯当たり 35,000 円を超える）

場合に最大 1 / 2 の助成とし、かつ、施設改修を行う場合より安価な場合であることを条件としている。

(3) 共聴施設の新設に対する支援

平成 21 年度補正予算において、送信点・中継局が移転した場合など、共聴施設の新設が必要になる場合への支援を本年 8 月よりデジサポにおいて実施している。

支援対象については、共聴施設の設置に当たり、費用の負担が著しく過重な（世帯当たり 35,000 円を超える）場合が対象であり、助成率は最大 2 / 3 となっている。

(4) その他

平成 21 年度補正予算において、既に平成 21 年度当初予算によって実施している受信調査の対象施設数の更なる拡充を行うとともに、共聴施設の改修方策等に関する第三者による相談対応やあっせん・調停等を行う紛争処理体制の整備を盛り込んでおり、早期に実施することとしている。

受信障害対策共聴施設のデジタル化対応の促進

全国に約 5 万施設、約 606 万世帯が利用している受信障害対策共聴施設については、原因者の特定が困難である等のため、デジタル化が進展していない状況。このため、施設のデジタル化改修等についての国により支援を行う。

1 施策の概要
 受信障害対策共聴施設のデジタル化に関し、①共聴施設に関する当事者間の協議を促進するための受信調査、②デジタル化により新たに受信障害が生じる場合の共聴施設の新設に要する費用の補助、③共聴施設の改修・ケーブルテレビへの移行に対する支援、④共聴施設の改修等の対応方策の決定や費用負担に関して、第三者による相談対応やあっせん・調停等を行う紛争処理体制の整備を実施する。
 【補助対象主体及び補助率】

- ① 民間法人等（補助率：10/10）
- ② 共聴施設の管理者（民間法人等を経由して補助）（補助率：2/3）
- ③ 共聴施設の管理者（民間法人等を経由して補助）（補助率：1/2）
- ④ 民間法人等（補助率：10/10）

2 イメージ図

<中継局の変更による共聴施設の新設>

新しい受信中継局（デジタル）

従来の受信中継局がデジタル送信を行わないため、受信中継局を変更したところ、新しい受信中継局からの電波の到達方向に電波のビルが存在するため、受信障害が発生し、共聴施設を新設する必要性が生ずる。

<紛争処理機能の強化>

当事者間協議の不調

・簡易相談
 ・あっせん・調停等
 ・協議不調時に
 対応方策を相談
 当事者間の協議を促進

共聴施設デジタル化
 紛争処理センター
 ・私法・公法分野の法律
 専門家
 ・技術の専門家
 ・住宅管理の専門家等

<受信障害対策共聴施設のケーブルテレビへの移行>

地上放送局

アナログ放送用
 受信アンテナ

ケーブルテレビ局

ケーブルテレビに移行する
 ため、新たに幹線等を敷設

受信障害対策共聴施設

3 所要経費
 平成 21 年度
 当初予算額 53.9 億円 補正予算額 50.4 億円

4 申請受付 総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）（12月28日（消印有効）まで）

受信障害対策共聴施設のデジタル化支援制度の概要

改修支援: 地上アナログ放送の受信障害対策として設置された共聴施設を、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的として設置された共聴施設に改修・置換する場合に、係る経費の一部(最大1/2)を補助

ケーブルテレビへの移行支援: 地上アナログ放送の受信障害対策として設置された共聴施設を、有線テレビジョン放送施設への置換により地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とする場合に、係る経費の一部(最大1/2)を補助

新設支援: 地上デジタルテレビ放送の受信障害対策のため共聴施設を設置する場合に、新設に係る経費の一部(最大2/3)を補助(当該地域に対して地上デジタル放送が開始された後に建築物その他の工作物が設置されたことに起因する場合は除く)

【共聴施設の改修、ケーブルテレビへの移行(最大1/2補助)】

- (1) 事業費が「加入する世帯の数×3万5千円の2倍以上」の場合
補助対象経費＝総経費

国 (補助対象事業費の1/2)	視聴者側負担額 ^{※1} (補助対象事業費の1/2)
--------------------	--

※1 世帯当たり最低で6,3万5千円を負担。

- (2) 事業費が「加入する世帯の数×3万5千円の2倍未満」の場合
補助対象経費※2

国<補助対象経費の1/2> (事業費-8,5万円×加入する世帯の数)	視聴者側負担額 (3,5万円×加入する世帯の数)
---------------------------------------	-----------------------------

※2 この場合、補助対象経費は、総経費から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の2倍に相当する額

(例)

加入する世帯当たりの負担	視聴者側負担額	国の補助額
3,5万円の場合	35,000	0
5万円の場合	35,000	15,000
7万円の場合	35,000	35,000
10万円の場合	50,000	50,000

※ケーブルテレビへの移行に係る補助対象には契約料等(導入に伴う初期費用)は含まれますが、移行後の維持管理費(利用料金)は含まれません。

※ケーブルテレビへの移行については、施設改修を行う場合の経費より安価な場合に限ります。

【共聴新設(最大2/3補助)】

- (1) 事業費が「加入する世帯の数×3万5千円の3倍以上」の場合
補助対象経費＝総経費

国 (補助対象事業費の2/3)	視聴者側負担額 ^{※1} (補助対象事業費の1/3)
--------------------	--

※1 世帯当たり最低で6,3万5千円を負担。

- (2) 事業費が「加入する世帯の数×3万5千円の3倍未満」の場合
補助対象経費※2

国<補助対象経費の2/3> (事業費-8,5万円×加入する世帯の数)	視聴者側負担額 (3,5万円×加入する世帯の数)
---------------------------------------	-----------------------------

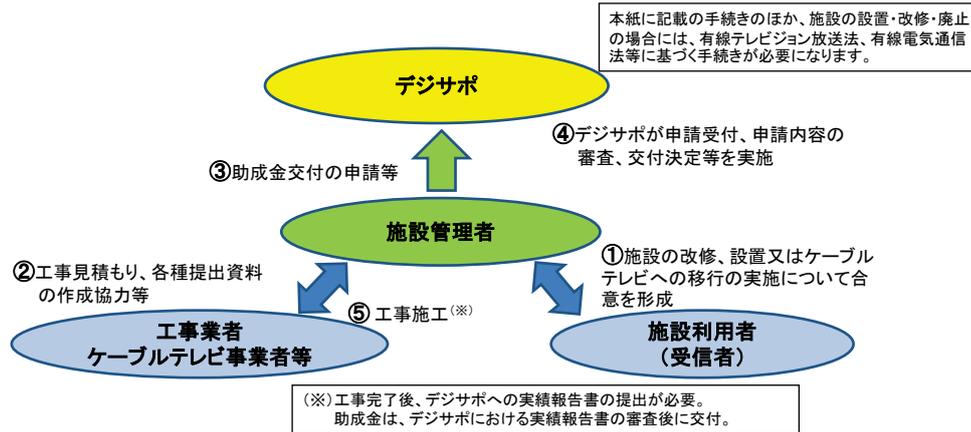
※2 この場合、補助対象経費は、総経費から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の2分の3に相当する額

(例)

加入する世帯当たりの負担	視聴者側負担額	国の補助額
3,5万円の場合	35,000	0
7万円の場合	35,000	35,000
10,5万円の場合	35,000	70,000
15万円の場合	50,000	100,000

助成を受けるための手続き

- 助成制度を利用するためには、まず共聴施設の管理者(有線テレビジョン放送法・有線電気通信法の規定に基づく申請者・届出者またはその者から委任を受けた者)と受信者との間の協議による共聴施設の改修、設置又はケーブルテレビへの移行の意思決定(①)が必要です。
- 工事業者等から見積り等を取得(②)した上で、施設管理者(施設保有者や共聴組合等)から、当該施設が設置されている各都道府県のデジサポへ、所定の様式により申請(③)します。



2. 2 集合住宅共聴施設のデジタル化対応支援

(1) 施設改修及びケーブルテレビへの移行に対する支援

平成 21 年度補正予算において、集合住宅共聴施設のデジタル化支援として、施設改修またはケーブルテレビへの移行に当たり、費用の負担が著しく過重な（世帯当たり 35,000 円を超える）場合に、必要な費用の一部（助成率は最大 1 / 2）を支援するための支援策を本年 8 月よりデジサポにおいて実施している。

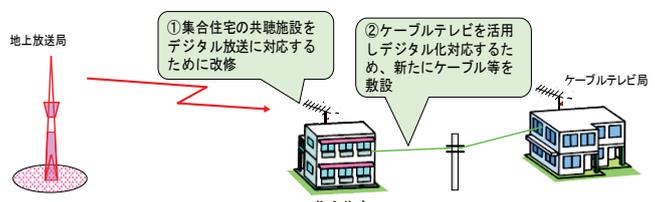
なお、ケーブルテレビへの移行については、施設改修を行う場合より安価な場合であることを条件としている。

集合住宅共聴施設のデジタル化対応の促進

全国の約 200 万棟、約 1900 万戸の集合住宅のデジタル化対応促進のため、施設のデジタル化改修及びケーブルテレビへの移行について国がその費用の一部を補助する。

1 施策の概要
集合住宅共聴施設のデジタル化対応について、規模の小さい施設や老朽化した施設の場合には、一般に改修工事費が大きくなりやすく、世帯当たりの負担額が著しく増加する傾向にあることから、改修等が進みにくい状況にある。
このため、規模の小さい集合住宅や老朽化した集合住宅など、デジタル化対応費用が著しく過重となる場合を対象に、①共聴施設の改修を行う場合及び②ケーブルテレビを活用しデジタル化対応する場合において、デジタル化対応費用の最大 1 / 2 を補助することにより、デジタル化改修を促進する。
【補助対象主体及び補助率】
①② 共聴施設の管理者（民間法人等を経由して補助）（補助率：1 / 2）
事務費 民間法人等（補助率：10 / 10）

2 イメージ図



①集合住宅の共聴施設をデジタル放送に対応するために改修
②ケーブルテレビを活用しデジタル化対応するため、新たにケーブル等を敷設

3 所要経費
平成 21 年度 第一次補正予算額
一般会計 8,759 百万円

集合住宅共聴施設のデジタル化支援制度の概要

○共同住宅共聴施設整備事業費補助事業

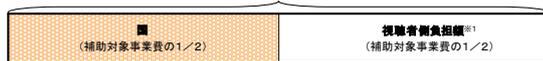
- ・共同住宅共聴施設の改修 約30,000件程度
- ・ケーブルテレビへの移行 約2,000件程度

集合住宅共聴施設のデジタル化対応のため、施設改修又は有線テレビジョン放送施設への置換により地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とする場合に、係る経費の一部(最大1/2)を補助

【共聴施設のデジタル化(施設改修又はケーブルテレビへの移行)(最大1/2補助)】

(1)事業費が「加入する世帯の数×3万5千円の2倍以上」の場合

補助対象経費＝総経費



※1 世帯当たり最低でも3万5千円を負担。

(2)事業費が「加入する世帯の数×3万5千円の2倍未満」の場合

補助対象経費※2



※2 この場合、補助対象経費は、総経費から当該施設に加入する世帯の数に3万5千円を乗じて得た額を差し引いた額の2倍に相当する額

(例)

加入する世帯当たりの負担	視聴者側負担額	国の補助額
3.5万円の場合	35,000	0
5万円の場合	35,000	15,000
7万円の場合	35,000	35,000
10万円の場合	50,000	50,000

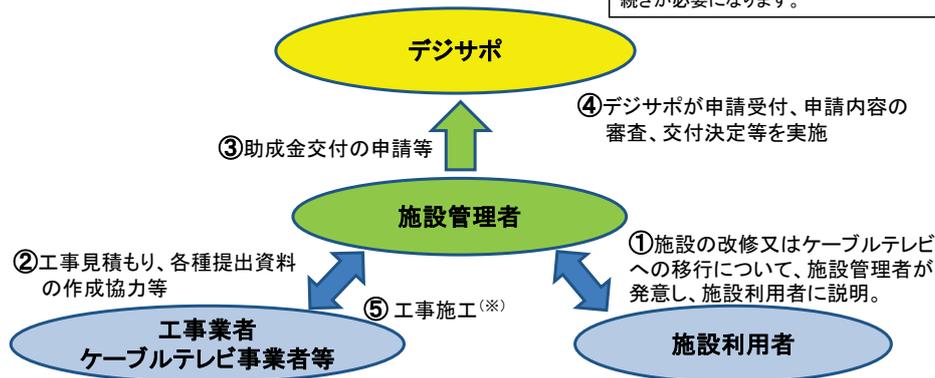
※ケーブルテレビへの移行に係る補助対象には契約料等(導入に伴う初期費用)は含まれるが、移行後の維持管理費(利用料金)は含まれない。

※ケーブルテレビへの移行については、施設改修を行う場合の経費より安価な場合に限る。

助成を受けるための手続き

- 助成制度を利用するためには、まず共聴施設の管理者による共聴施設の改修又はケーブルテレビへの移行の意思決定(①)が必要です。(共聴施設の利用者には、決定されたデジタル化対応方法について、管理者からご説明をお願いします。)
- 工事業者等から見積り等を取得(②)した上で、施設管理者(施設保有者や共聴組合等)から、当該施設が設置されている各都道府県のデジサポへ、所定の様式により申請(③)します。(施設管理者から委任を受けた者による申請も可能です。)

本紙に記載の手続きのほか、51端子以上の施設の場合等には有線テレビジョン放送法等に基づく手続きが必要になります。



(※) 工事完了後、デジサポへの実績報告書の提出が必要。
助成金は、デジサポにおける実績報告書の審査後に交付。

(2) 集合住宅共聴施設のデジタル化の必要性に関する周知広報

地上デジタル放送への対応が完了した集合住宅を判別するために、集合住宅の玄関等に貼り付ける「地デジカ・ステッカー（地デジカのデザインを活用したステッカー）」を導入し、集合住宅の管理者等に交付することを検討する。同ステッカーの交付にあたっては、管理者等がチェックリストに基づき自己認証を行うものとする。

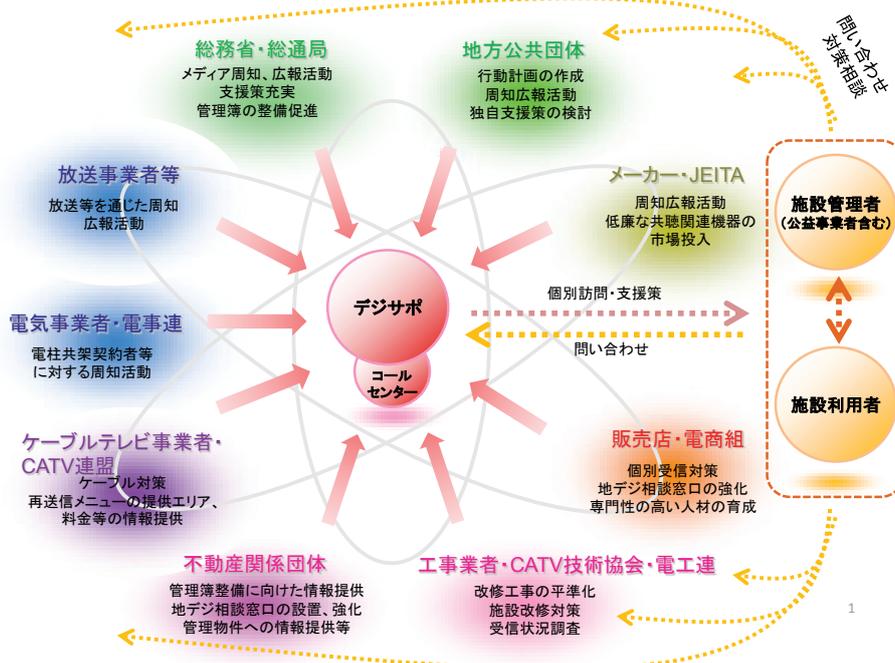
これにより、地上デジタル放送に未対応の集合住宅を明確化し、デジサポによる訪問活動や助成金活用提案の円滑化を図る。また、賃貸住宅や分譲住宅において、地上デジタル放送対応の有無を、インターネット対応等と同様に優良物件の必須要素として普及啓発するために同ステッカーを活用する。

第Ⅳ部 関係者における取組み

1 共聴施設デジタル化推進のための基本的枠組み

1. 1 デジサポと関係者との双方向性の創出

- ・ 第Ⅲ部で記述したように、デジサポは、共聴施設デジタル化促進活動の中核的位置づけとして、受信障害対策共聴施設の施設管理者やマンション等の不動産管理会社等を訪問し、必要な情報提供及び技術的助言等を行う。
- ・ 放送事業者、ケーブルテレビ事業者、不動産関係団体、施工業者、電器店・量販店、メーカー、地方公共団体等の関係者は、各種広報誌や会員企業等に対するセミナー開催等の周知活動や、独自で実施する各種調査等により、共聴施設のデジタル化に直接貢献するとともに、その有する最新情報をデジサポに集約する。
- ・ また、デジタル化に関する情報をより多くの関係者に提供して認識共有の輪を広げ、施設管理者等の情報入手機会を増やすとともに、それぞれの関係者が、施設管理者や一般からの問合せや相談に積極的に応じる態勢を整備することにより、施設管理者等との間での双方向性を創出し、効果的・効率的なデジタル化を推進する。



1. 2 共聴施設デジタル化推進のPDSサイクル

共聴施設のデジタル化に関するサイクルは、概ね以下のとおり。

(1) PLAN：現状把握と計画策定

(例)

- ・ アンケート調査や実地訪問による管理簿の整備及び更新（各施設のデジタル化対応状況、計画の有無及び対応予定時期等）
- ・ 総括的分析、施設管理主体別分析（受信障害の場合）・管理形態別分析（分譲・賃貸。集合住宅の場合）、ブロック・都道府県・市町村による地域別分析等
- ・ 地域別デジタル化ロードマップ（2011年7月までの時系列・地域別目標等）の策定
- ・ 地域における取組の体制整備
- ・ 県単位のデジタル化推進組織（推進会議等）との連携

(2) DO：各種推進策の実施

1) 関係者の認識向上

(例)

- ・ 放送を通じた効果的なPRの実施（対象地域や時期を考慮した共聴施設デジタル化に重点を置いたスポットや番組等）
- ・ デジサポによる効果的・効率的な訪問・説明（諸活動の優先順位の設定、計画的ローラー訪問、適切な説明資料の活用、高齢者等説明会等他の施策との連携）
- ・ 施設管理者、施設利用者（受信者）等相手方に応じた効果的な訴求（配布資料、説明方法の推敲）
- ・ 地方公共団体に対する情報提供・働きかけ（デジサポ活動への協力要請、国の施策の活用・地方公共団体独自施策の推奨等）

2) 最適選択肢による対応の促進

(例)

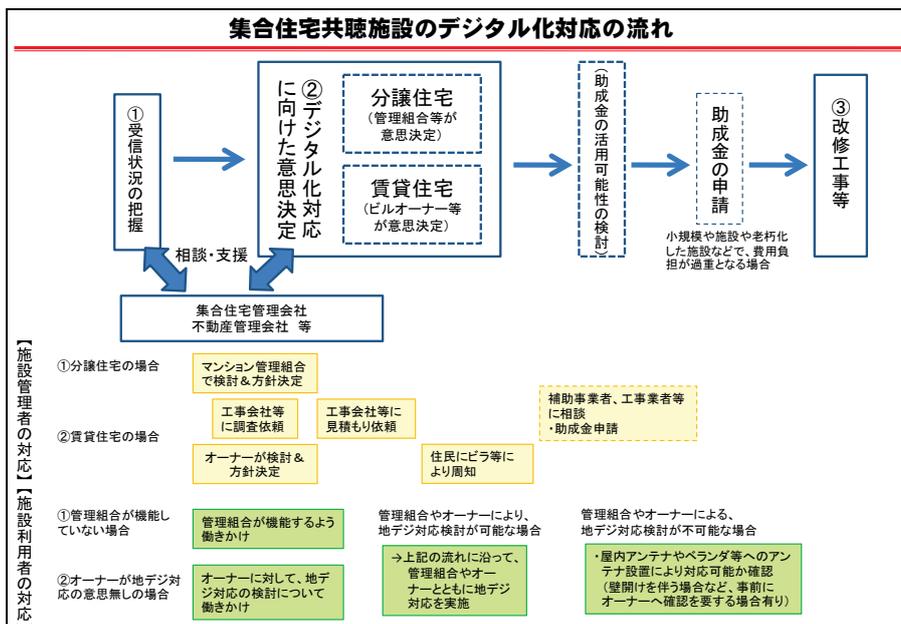
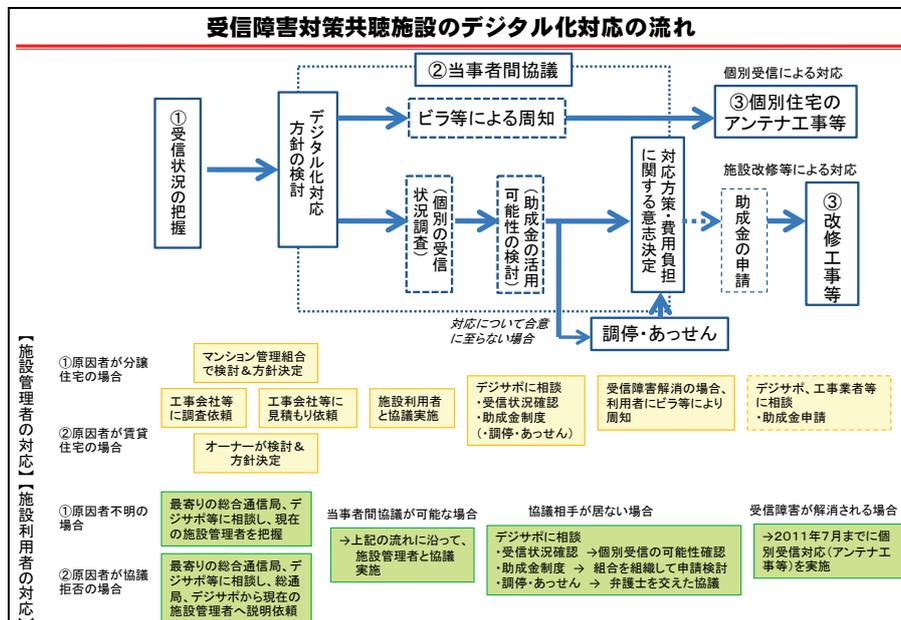
- ・ デジタル化対応の選択肢（①個別受信への移行、②ケーブルテレビ等への移行、③デジタル改修）に関する情報の共有促進（アンテナ工事やデジタル改修工事等の標準的費用、ケーブルテレビや地デジのみ再送信メニューの提供エリア、料金等）
- ・ デジサポの有する支援ツール（受信調査、助成金、紛争処理等）の効果的・効率的活用

(3) S E E : 評価及び改善

(例)

- ・ 進捗状況データの確認（各施設のデジタル化対応状況等）
- ・ 総括的分析、施設管理主体別・管理形態別分析、地域別分析等による現状分析と改善点の検討
- ・ 全国及び地域別における現状分析等の共有
（デジサポに対する情報のインプット、デジサポ業務に関する効果的・効率的な情報共有（アウトプット）、地域の推進会議等を通じた関係者との連携等）
- ・ 全国及び地域別の計画や目標の改定

【参考】



1. 3 関係者の具体的取組み

共聴施設のデジタル化に向けた具体的取組みを、関係者の別に以下のとおり例示する。

(1) PLAN：現状把握と計画策定

- ① 総務省、総合通信局
 - ・ 共聴施設デジタル化に関する現状分析（総合、主体別・形態別、地域別等の分析）及び適正な目標設定・必要な見直し
 - ・ デジサポの活動状況に対する適切な進捗管理・データ分析と必要な対応の指摘
 - ・ 管理簿データの関係者間での活用方法の検討
 - ・ 無届け施設に関する届出勧奨、関係者への協力要請
- ② デジサポ
 - ・ 説明会、管理者訪問、受信調査、デジタル化改修等の助成等に関する計画策定
 - ・ 簡易連続調査結果のデータ開示
- ③ 都道府県、市町村
 - ・ 都道府県や市町村及びその関連団体等の管理する共聴施設のデジタル化情報の把握・公開、デジタル化対応の推進
- ④ 放送事業者、関係団体（Dpa等）
 - ・ 各社の保有するデジタル化情報のデジサポへの集約（管理簿への反映）、i-Mapシステムの整備（NHK）
 - ・ 簡易連続調査の結果共有（特にコールセンター）
- ⑤ 不動産管理業者、関係団体（（社）高層住宅管理業協会、（財）日本賃貸住宅管理協会、全国賃貸管理ビジネス協会、（社）全国宅地建物取引業協会連合会等）
 - ・ 自らの管理物件（各業者の場合）に係る共聴施設及び会員企業の管理する物件（関係団体の場合）に係る共聴施設の届出状況、デジタル化状況の把握（アンケート調査の実施等）
 - ・ 法令に基づく必要な届出の実施・勧奨
- ⑥ ケーブルテレビ事業者、関係団体（（社）日本ケーブルテレビ連盟等）
 - ・ ケーブル巻き取り済み施設（共聴利用世帯がすでにケーブルテレビに移行した施設）等に関する情報のデジサポへの集約
 - ・ デジサポの高齢者等説明会における協力
- ⑦ アンテナメーカー、関係団体（（社）電子情報技術産業協会等）
 - ・ 自らの施工・会員企業の施工に係る共聴施設に関するデジタル化情報のデジサポへの集約

- ⑧ 工事業者、関係団体（（社）日本 CATV 技術協会等）
 - ・ 自らの施工・会員企業の施工に係る共聴施設に関するデジタル化情報のデジサポへの集約
- ⑨ 電器店・関係団体（全国電機商業組合連合会等）、量販店
 - ・ デジサポ現場対応時の施設不明の場合等において現地情報の提供協力（かつて存在した施設の管理者に関する情報提供等）
- ⑩ 電力事業者、関係団体（電気事業連合会等）
 - ・ 電柱共架契約当事者に対する周知・調査（共架料金請求時等）の実施と結果のデジサポへの集約
 - ・ 電力会社が所有する共聴施設の対応状況の情報把握と反映
- ①～⑩ 関係者全体
 - ・ 関係者が参加する場を設定し、計画策定及び情報共有を実施

(2) DO：各種推進策の実施

1) 関係者の認識向上

- ① 総務省、総合通信局
 - ・ 全国的な周知広報の展開
 - ・ 関係者による推進体制の強化
 - ・ 進捗状況等に関する詳細なデータの公開
 - ・ 消費者団体等への情報提供
- ② デジサポ
 - ・ 対応規模と手法の全体像の整理
 - ・ フェーズごとの活動周知内容の明示
 - ・ 活動周知用のツール（チラシなど）の作成
 - ・ 説明会、管理者訪問活動等の展開
 - ・ 「地デジカ・ステッカー」の作成、周知広報
- ③ 都道府県、市町村
 - ・ 広報誌での周知
 - ・ 無届け施設に関する調査への協力（可能な範囲での情報提供）
- ④ 放送事業者、関係団体
 - ・ 放送による一般周知（基本情報やデジサポ活動状況など）
 - ・ 各種イベント等での周知
 - ・ モデル事例の紹介
- ⑤ 不動産管理業者、関係団体
 - ・ 機関紙や支部会等での団体内周知（基本情報、デジサポ活動スケジュール等）
 - ・ 施設類型別の取り得るデジタル化対応手法の共有
- ⑥ ケーブルテレビ事業者、関係団体

- ・ 導入経費のモデル化
- ・ 各種イベント等での周知
- ⑦ アンテナメーカー、関係団体
 - ・ 改修経費のモデル化
 - ・ 機関誌による周知広報（届出の勧奨、助成金等支援制度の周知等）
 - ・ デジサポ、不動産管理業者等との連携強化による情報共有
- ⑧ 工事業者、関係団体
 - ・ 改修経費のモデル化
 - ・ 機関紙や支部会等での周知広報（届出の勧奨、助成金等支援制度の周知等）
- ⑨ 電器店・関係団体、量販店
 - ・ 機関紙や支部会等での周知広報（届出の勧奨、助成金等支援制度の周知等）
 - ・ デジサポの高齢者等説明会における協力（必要な情報提供等；電商組）
 - ・ 店頭における地デジ一般・共聴対応の必要性に関する情報提供等
- ⑩ 電力事業者、関係団体
 - ・ 共架料金請求時の国等のリーフレット送付
 - ・ 各種イベント等での周知
 - ・ 無届け施設に関する調査への協力（可能な範囲での情報提供）

2) 最適選択肢による対応の促進

- ① 総務省、総合通信局
 - ・ デジサポの運営に係る予算の確保（本省）
 - ・ 受信障害、集合住宅のデジタル化促進のための支援措置（本省）
 - ・ デジタル化対応の選択肢（個別受信、ケーブルテレビへの移行、デジタル改修）に関する情報（標準費用、地デジのみ再送信メニューの提供エリア等）の県単位推進組織等の場を通じた共有の促進
 - ・ デジサポの訪問活動・助成金交付・調査等実績等のチェック及び必要な助言
- ② デジサポ
 - ・ 施設ごとの対応手法の整理
 - ・ 各団体から入手した情報の整理
 - ・ 助成金交付、受信調査、紛争処理等の推進
- ③ 都道府県、市町村
 - ・ 地方公共団体単独の支援措置

- ・ 地上デジタル放送専門の相談部門の設置
- ④ 放送事業者、関係団体
 - ・ 個別受信可能性の検討
- ⑤ 不動産管理業者、関係団体
 - ・ 簡易連続調査結果やケーブル対応地域情報等の各社での利用促進
 - ・ デジサポ対応後のフォロー（施設管理者に対するデジタル化対応の確認など）
- ⑥ ケーブルテレビ事業者、関係団体
 - ・ デジサポ対応後、ケーブル対策を検討する施設へのスムーズな対応引継ぎ
 - ・ 管理簿及びi-Mapから逆引きできるケーブルテレビ対応会社リストの作成（価格等の基本情報含む）
 - ・ 電話相談（巻き取り申し込み）の体制整備
- ⑦ アンテナメーカー、関係団体
 - ・ デジサポ対応後、改修対策を検討する施設へのスムーズな対応引継ぎ
 - ・ デジサポ対応後、個別受信対策を検討する加入者へのスムーズな対応引継ぎ
 - ・ 対応手法の選択を迷っている施設へのコンサル業務
- ⑧ 工事業者、関係団体
 - ・ デジサポ対応後、改修対策を検討する施設へのスムーズな対応引継ぎ
 - ・ 対応手法の選択を迷っている施設へのコンサル業務
- ⑨ 電器店・量販店、関係団体
 - ・ デジサポ対応後、個別受信対策を検討する加入者へのスムーズな対応引継ぎ（「プッシュ型110番」の展開）
 - ・ 支部別の受信環境周知（個別受信可能状況やケーブル対応可能会社情報など）
- ⑩ 電力事業者、関係団体
 - ・ 地域別（電力別）の対応手法の周知（個別受信可能状況やケーブル対応可能会社情報など）

(3) S E E : 評価及び改善

- ①～⑩ 関係者全体
 - ・ 関係者が参加する場を設定し、現状評価及び改善方策を検討
 - ・ 各関係者が活動内容を報告し、関係者全員で共有

2 関係者の取組を加速化するための仕掛け

1.3に記述した関係者の取組を加速化するための仕掛けとして、総合通信局等の管内において共聴施設デジタル化を推進する「地域スクラム」を展開し、都道府県単位の「推進会議」等を活用しつつ、各地域の関係者が総力を挙げて地域事情に応じた取組を推進する。なお、これらを推進するための障害となる諸問題に取り組むため、スクラム2011の下にワーキンググループを設置するものとする。

「地域スクラム」の推進に関する具体的イメージは以下のとおり。

(1) 地域事情に応じた推進体制の強化

- ・ 都道府県単位の「推進会議」等に、不動産関係者等の関係者を含めた共聴施設デジタル化のための場を設定（既存の場を活用）
- ・ 総合通信局等がこれらの都道府県単位の取組を地域ブロック内で連携させ、デジサポとも連携しつつ、地域毎の取組を総合化

(2) 地域単位のロードマップの策定・改定と進捗管理

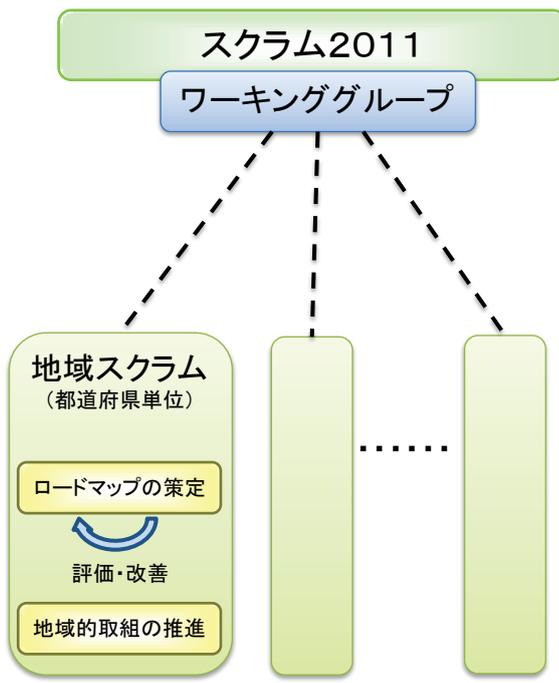
- ・ 実績値の定期的な現状確認
- ・ 地域別（都道府県・市区町村単位）のロードマップの策定（10月まで）
- ・ ロードマップの周知・共有と定期的な改定具体的な行動計画の策定・改定
- ・ 目標達成に向けた問題点や改善点等の検討

(3) 地域事情に応じた地域独自の取組の推進

- ・ 施設管理者・管理会社や国・地方公共団体・公益事業者への個別訪問、説明会・相談会の実施、助成金活用、紛争処理等について関係者が集中的に実施し、早期に成果をあげるよう努力
- ・ 典型的な成功事例について、積極的な広報を展開

(4) 地域を越えた情報やノウハウの共有

- ・ 地域独自の取組による成果や成功事例等をスクラム2011に報告し、地域を越えて共有
- ・ 施設管理者が不明の場合の対応策など、各地域に共通する課題をワーキンググループで検討し、地域を越えて共有



共聴施設デジタル化推進会議（スクラム2011）構成員

平成21年9月15日現在（敬称略）

氏名	社名等
浅見 洋	社団法人日本CATV技術協会 常任副理事長
五十畑 正美	全日本電気工事業工業組合連合会 理事
石井 晃	総務省テレビ受信者支援センター 統括本部長
石橋 庸敏	社団法人日本ケーブルテレビ連盟 副理事長
稲葉 悠	(株)TBS テレビ 執行役員
遠藤 元宏	東京都八王子市総務部 IT推進室長
大内 孝典	全国電機商業組合連合会 専務理事
大山 高	社団法人電子情報技術産業協会 理事
音 好宏	上智大学文学部新聞学科教授
加藤 周二	(株)ビックカメラ 取締役 CSRO
菊田 邦彦	社団法人全日本不動産協会 常務理事
澤田 史朗	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室長
椎谷 光雄	総務省地上デジタルテレビジョン放送受信相談センター長
末永 照雄	財団法人日本賃貸住宅管理協会 常務理事
関 祥行	(株)フジテレビジョン 取締役 技術開発・技術担当
土屋 円	日本放送協会 総合企画室（経営計画）担当局長
飛澤 宜成	東京都千代田区まちづくり推進部長
豊馬 誠	電気事業連合会 工務部長
長田 三紀	NPO 法人東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
橋本 万里	社団法人高層住宅管理業協会 副理事長・専務理事
浜口 哲夫	社団法人デジタル放送推進協会 常務理事
久恒 達宏	総務省関東総合通信局放送部長
福田 俊男	日本民間放送連盟 地上デジタル放送特別委員会デジタルテレビ放送専門部会長
横溝 邦夫	社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 事務局長
吉田 博史	総務省情報流通行政局地上放送課長
事務局 玉田 康人	総務省情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信者支援室長
坂本 純一	総務省情報流通行政局地上放送課デジタル放送受信推進室長
今川 拓郎	総務省情報流通行政局地上放送課企画官